

教育訓練 給付金制度について

2019年4月より、ユマニテク調理製菓専門学校の
総合調理学科(2年制)・製菓製パン総合学科(2年制)が
専門実践教育訓練給付金の対象講座に指定されました。

1 教育訓練給付制度とは

働く方のスキルアップを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした雇用保険の給付制度です。
一定の条件を満たす雇用保険の被保険者(在職者)、または被保険者であった方(離職者)が、
厚生労働大臣の指定する教育訓練の講座を受講し修了した場合、本人が支払った教育訓練経費(学費)が
ハローワークより支給される制度です。

2 教育訓練給付制度の詳細

①雇用保険の被保険者の方(在職者)

教育訓練の受講開始日に雇用保険の被保険者である方のうち、被保険者として雇用された期間が**3年以上**ある方。

②雇用保険の被保険者であった方(離職者)

受講開始日時点で被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日(離職日の翌日)以降から
受講開始日までが1年以内であり、かつ被保険者として雇用されていた期間が3年以上ある方。

※上記①・②ともに、初めて教育訓練給付金の支給を希望される方については、被保険者として雇用された期間が
2年以上あれば支給が可能です。

(ただし、平成26年10月1日以前に教育訓練給付金の支給をされたことがある場合は、前回の受講開始日
から今回の受講開始日までに通算して2年以上の被保険者雇用期間が必要です。)

3 学科別の支給額

◎総合調理学科

	1年次	2年次	卒業後	合計
学 費	120万円 (入学金含む)	107万円		227万円
教育訓練給付金支給額	40万円	40万円	32万円 ※1	112万円
※2 【実質負担額】				115万円

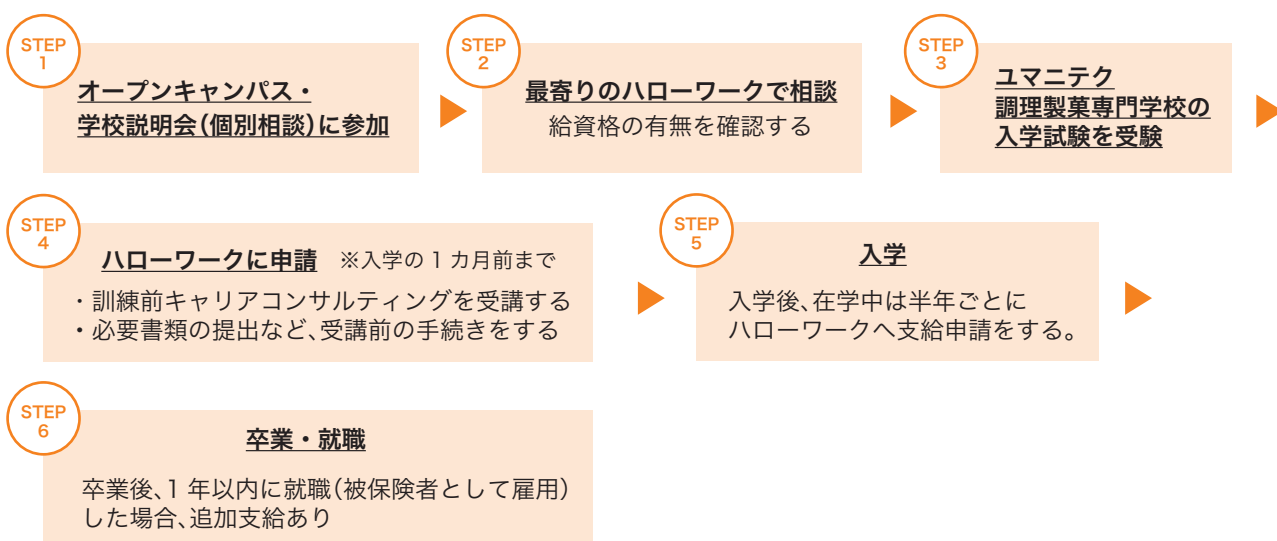
◎製菓製パン総合学科

	1 年次	2 年次	卒業後	合計
学 費	123 万円 (入学金含む)	110 万円		233 万円
教育訓練給付金支給額	40 万円	40 万円	32 万円 ※1	112 万円
※2 【実質負担額】				121 万円

※1：卒業後の給付は、資格取得等をし、かつ教育訓練を修了した日の翌日から 1 年以内に
被保険者として雇用された、または雇用されている場合となります。

※2：別途、教材教具費・諸費は必要となります。(合計 約 30 万円 ※年度により若干の変動あり)

4 申請の流れ



5 参考

厚生労働省 HP 「教育訓練給付金制度について」
「専門実践教育訓練指定講座一覧」

公共職業安定所(ハローワーク)HP
「教育訓練給付金」

※詳しくは、お近くのハローワークへお問い合わせください。

 **ユマニテク調理製菓専門学校**

総合調理学科 〈2 年制〉

製菓製パン総合学科 〈2 年制〉

〒510-0067 三重県四日市市浜田町 13-29 近鉄四日市駅から徒歩 5 分
Mail : info-cc@humanitec.ac.jp

